上越市選挙管理委員会告示 第60号

令和7年10月26日執行予定の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙に おける公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条第1項の規定による不在 者投票の事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。

令和7年10月18日

上越市選挙管理委員会 委員長 澤 海 雄 一

1 不在者投票の事務を取り扱う場所 別紙のとおり